

鹿児島市保育士資格取得支援事業補助金に係るQ & A

連番	カテゴリ	質問	回答
1	制度	対象施設の「認定こども園への移行を予定している施設」とは、どのような施設か。	認定こども園への移行について本市と協議が調い、翌年4月に移行が見込まれている認可保育所や幼稚園を言います。
2	制度	公費負担の対象にならない受講料の1/2は誰が負担するのか。	施設負担が基本となります。
3	制度	補助対象にならない経費は誰が負担するのか。	施設負担を想定していますが、受講者と十分協議してください。
4	制度	受講者が一時的に受講料等を支払い、後に施設が受講者に支払う方法は可能か。	原則施設が受講料等を支払うことを基本としています。ただし、やむを得ない理由で一時的に受講者が受講料等を負担した場合は、市に提出する領収書は必ず法人名で原本証明を行ってください。
5	制度	前年度に資格取得完了した方について、遡って補助金の交付を受けることは可能か。	受講を開始する(した)年度内に実施計画書を提出していただき、補助の対象とすることを決定しますので、前年度に受講開始又は資格を取得した方は対象としていません。
6	特例制度	実務経験の「3年かつ4,320時間」に、産前産後休暇、育児休業や休職期間は含まれるか。また、時間数は実労働時間か。	幼稚園教諭免許状を有し、「3年かつ4,320時間」以上児童の保護に従事した実務経験を必要としているため、産前産後休暇、育児休業や休職期間は含まれません。また、時間数は実労働時間です。
7	特例制度	施設長は特例の対象者となるか。	対象となります。
8	特例制度	幼稚園教諭免許状の免許状更新講習を受講していない者は特例対象者となるか。	特例制度により保育士資格を取得するにあたっては、幼稚園教諭免許状を有していることが必要となりますので、幼稚園教諭免許状の免許状更新講習を受講していなくとも、特例対象者となります。ただし、免許状が失効している場合は対象になりません。

鹿児島市保育士資格取得支援事業補助金に係るQ & A

連番	カテゴリ	質問	回答
9	特例制度	臨時免許（助教授など）を有する者は対象となるか。	対象となりません。
10	制度	通信制の指定保育士養成施設で受講することは可能か。	可能です。 受講する方の勤務時間等に配慮した日程や方法（通信制、昼間、昼夜開講制、夜間、昼間定時制）を選択してください。
11	制度	事業の対象者は、常勤職員だけが対象か。	常勤の職員を対象としています。 ここで言う常勤職員とは、正規・非正規問わず「辞令証明が交付された職員」または「職員名簿（経歴等あり）」等に記載のある者です。 「辞令証明」または「職員名簿」等の写しを、「受講者が当該対象施設に勤務していることが確認できる書類」として実施計画書等に添付してください。 ※なお、これらの書類は、当該施設において、月120時間以上の実労働時間がある方について存在しているものと考えております。
12	制度	保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業について、幼稚園教諭代替雇上費の代替者の補助対象範囲は。	幼稚園免許状を有する幼稚園教諭や保育教諭を、当該事業対象者の代替として雇用する場合の費用が補助対象となります。幼稚園免許状を有さない保育士を代替で雇用する場合の費用は、補助対象外となります。

※このQ & Aは随時更新します。